



報道関係各位

2024年12月27日

トレーラーハウスデベロップメント株式会社

【トレーラーハウスデベロップメント株式会社】埼玉県と「災害時応援協定」を締結

～災害支援活動等を円滑に実施するため、トレーラーハウスの幅広い活用を想定～

トレーラーハウスの製造・販売を手掛けるトレーラーハウスデベロップメント株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：大原邦彦、以下「当社」）は、埼玉県（知事：大野元裕）と「災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定」を、12月27日に締結したことをお知らせします。



大野県知事と締結書を交わした坂本取締役副社長

締結の経緯

埼玉県は、防災力を高める活動に取り組む中で、令和6年能登半島地震における当社のトレーラーハウスの活用に関する取組実績を知り、今回の協定締結となりました。

締結内容

締結内容としては、主に「避難所等における生活環境の確保（トイレ、シャワー等）に関すること」「避難所における家庭動物の受入れ（ゲージ置き場等）に関すること」「災害対応に従事する埼玉県職員の職員又は他自治体からの応援職員及びボランティア等の宿泊（宿舍、仮眠室等）に関すること」に対して、優先的にトレーラーハウスの運搬・設置・貸出を行なうというものです。

被災者だけでなく、ペットや復興支援に広く関わる皆様のサポート施設としても、トレーラーハウスの活用を想定しています。当社は、埼玉県災害対策課と連携を取りながらトレーラーハウスを優先的にお届けすることで、埼玉県内の災害復旧を速やかにサポートします。

また、これ以外にも防災全般に関連するトレーラーハウスの活用も、埼玉県と協議の上で検討して参ります。



能登半島地震にて活躍したトレーラーハウス

当社は「トレーラーハウスを文化にする」という理念に基づき、皆様へ魅力を知っていただく活動を行っています。今後も、トレーラーハウスの備蓄を積極的に進めていながら、全国の防災環境の整備をサポートさせていただきます。

【トレーラーハウスについて】

トレーラーハウスは「車両を利用した工作物」として定義される、「被けん引自動車」です。建築物として扱われませんので、市街化調整区域など建物が建てられない場所の解決策として注目されています。また、一定期間利用した後は別の場所へ移動して使い続けられる、サステナブルな施設としても魅力です。当社は栃木県内の自社工場にて全ての製品を製造しており、全国各地において幅広い用途で利用されています。

【本件に関するお問合せ先】

トレーラーハウスデベロップメント株式会社 事業戦略部

<http://www.trailer-house.co.jp> TEL : 03-6206-2641 MAIL : info@trailer-house.co.jp